

個人71

前略、「情報通信法」が制定されようとしているとお聞きしました。以下はパブリックコメント。

お金のある人や国に支配されたりしないで多様なメディアが育つようにしてください。

個人72

19頁

7. 利用者利益の確保・向上のための規律

テレビ放通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成 20 年諮問第 14 号〉答申(案)」に対する意見募集について

- 1、 テレビ放通信・放送の総合的な法体系について検討が必要と思います。放送のデジタル化、通信のブロードバンド化により通信・放送の融合・連携型サービスが提供され、今後も新たなサービスが提供されると考えられている。このような中、法体系が違うというのは消費者にとって分かり難い。同様のサービスには統一した法律が適用される必要があると思います。

- 2、 2008年6月の特定商取引法の改正に伴い、指定商品・指定役務制は外されたが、通信・放送サービスとも、特定商取引法の適用除外となった。

通信サービスにおいては、直収型電話サービスや優先接続サービス(マイライン)、インターネット接続サービスの電話勧誘販売による苦情が多く見られます。

ケーブルテレビや地デジ問題など、高齢者に情報がいきわたらないまま、説明不足による勧誘が、見られる。セット契約を望んでいないにもかかわらず、誘導されるまま契約したケースなどトラブルは多くあるように見受けられます。また、有線放送、衛星放送については、街頭での当選商法によるトラブルが多かった。

「7. 利用者利益の確保・向上のための規律」には、「～具体的には、コンテンツ規律においても、放送分野の業としての特殊性等を踏まえつつ、電気通信事業法によって電気通信事業者等に課せられている利用者向けの情報提供義務(提供条件の説明義務、苦情処理及び事業の休廃止に係る事前告知義務)に係る規律を参考に、有料放送契約に係る適切な情報提供の確保など利用者保護規律を整備することが考えられる。」とあるが、電気通信事業法では、訪問販売や電話勧誘による契約を想定したものにはなっていないためか、クーリング・オフや取消しなど消費者を救済する規定とはなっていない。しかし、上記のように、通信・放送サービスとも、特定商取引法に該当する販売方法によるトラブルも多いと思います。

統一的な通信・総合の法律に契約者保護の規定は是非必要と思います。

まずは、情報関連の分かり難い用語・マイナス情報を伝えない広告方法、等現

在進行している問題を規制する法律を作成すべきです。

通信・放送の新たな法体系には、電気通信事業法に規定された消費者保護規定に加えていただきたいと思います。

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申(案)」に対する意見」

4. コンテンツ規律

テレビ、特に地上波テレビ放送において、新聞・雑誌等の他メディアの記事紹介を制限すべきである。

地上波テレビの甚大な影響力を考えると、テレビにて新聞・雑誌等の他メディアの記事紹介をすることは、新聞・雑誌・テレビを一体とした情報流通の独占に繋がり、公正さを目指す放送法の趣旨をないがしろにしているように思える。

7. 利用者利益の確保・向上のための規律

テレビの持つ影響力の大きさと免許制事業であることを考えれば、そのテレビ局内部に関する情報公開の徹底を義務づけるべきである。特に、政治的影響力の大きさを考えれば、テレビ局従業員の国籍構成の公表義務づけ、取締役・監査役についての国籍公表、取引業者についての情報等、広く国民に開示すべきである。

平成 21 年 7 月 15 日

通信・放送の総合的な法体系の在り方
<平成 20 年諮問第 14 号>答申（案）に対する意見書

普段は、テレビではなくインターネットを使用しています。本法体系の在り方に関して、その重要性を特に感じたため、意見書を提出致します。

項 目	意 見
<法体系見直しの必要性> 認可・監督庁に関して	<p><平成 20 年諮問第 14 号>答申（案）には、記載されていないが、通信・放送の新たな法体系の方向性を考えるにあたって、審査・認定機関としての<u>独立行政委員会</u>の設置を再検討すべきである。新たな法体系が目指している「情報流通の国際化」という観点からも、「情報の自由な流通の促進」という観点からも、認可・監督庁が国であるという従来の枠組みは、旧来の権益構造と何ら変わりなく、前述の目的が達成されない恐れがある。さらに、他の国際的に見ても、認可・監督庁が国であるという例は、先進国では異例であり、放送の公平性の確保・国による規制強化の防止のためにも、第三者機関である<u>独立行政委員会</u>を設置すべきである。さらに、<u>独立行政委員会設置の検討が案として出されていたにもかかわらず、議論の過程で消えてしまった理由を私たちに提示すべきである。</u></p>
<伝送設備規律> ホワイトスペース	<p>ホワイトスペースの活用については、その活用可能性から、技術基準策定プロセスをオープンにさせ、アメリカで行われているように、オークションによって既存の周波数を柔軟に有効活用すべきである。しかし、公共の電波という観点から、一定程度、地域活性化等を目的とする市民参加型のメディアに割り当てるべき余地を設けるべきである。</p>

<p><コンテンツ規律> 調和原則</p>	<p>放送の種類が多様化・放送局が多様化という現状、さらに従来の「教育」「教養」「報道」「娯楽」「広告」への無理のある分類化の過程を考えると、従来の調和原則自体、実態にそぐわないものと考えらるべきである。分類に関する基本的な考え方の公表ではなく、調和原則自体を各放送局の自主と判断にまかせ、各放送局の放送内容に関しては第三者機関によって審査されるべきである。</p>
<p><コンテンツ規律> 集中排除</p>	<p>表現の自由共有基準の在り方の具体的な検討案について、「いわゆる三事業支配が<u>例外的に許容される範囲の整理</u>」となっているが、メディアの複数支配が進んでいる状況においては、慎重に議論すべきである。言論や番組の多様性を確保するために、いわゆる三事業支配自体を考え直し続けるべきであり、<u>例外的に許容される範囲</u>が言論や番組の多様性を阻害する場合は、ただちに公正な第三者機関によって審査すべきである。</p>
<p><利用者利益の確保> 市民によるメディアの位置づけ</p>	<p>放送はある特定の人々のものではなく、市民社会全体のものである。それと同時に、市民は放送の受け手であると同時に送り手でもある。日本は欧米や韓国に比べ、市民メディアの位置づけ・認知度が未だ低い。そのような認識に立ち、市民によるメディアが発展できる法整備・環境づくりに尽力すべきである。</p>
<p><特定の法人の位置づけ> NHKの扱い</p>	<p>日本放送協会(NHK)の運用に関しては、今回の法律の目的とは異なるため、別途議論されるべきである。</p>

個人75

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会御中

通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申(案)に関するパブリックコメントを下記のとおり、お送りします。

記

- 1) 放送・通信行政を政府から独立させることに関する検討がないことが問題だと考える。
- 2) 通信・放送が、市民共有のインフラであるとの理念を明確にしたうえ、具体的には、ホワイトスペースを市民に開放するなどの方策(いわゆるパブリックアクセス)を盛り込む必要があると考える。
- 3) 総務省が直接放送行政を管轄する現状のもとでは、放送内容を規制することにつながりかねない認定制度を導入することには反対する。
- 4) 多様性を阻害することにつながる「放送局に係る表現の自由享有基準」を緩和してはならない。むしろ、クロスオーナーシップ(系列化)の弊害を防止する方策を盛り込むべきである。

通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申(案)への意見書

1. はじめに

デジタル技術の発達により、通信・放送の領域において様々な革新が行われている。現在、たしかに総合的な法体系は将来的には不可欠と考えられる。従って、議論・検討の取り組み自体はあってしかるべきであるが、今回、答申を一読した限りにおいて、そもそも理念的にうたわれている事とその具体的内容とが、あちこち矛盾しているように感じられてならなかった。

当方は、通信・放送についてはごくごく素人の一般市民であるが、現在の高度に情報化された社会において通信・放送は、末端の一人ひとりの日常にまで関係する重要事項であることは論を待たない。また、歴史的に民主主義国家としてはやや後発のわが国に於いて、通信・放送の有効な利用は、“民主主義の健全な発達”のための、これまた最重要事項であるという認識は、最近になって多くの一般市民に共有されつつあるものとする。

専門知識に関しては不足の面が当方にあるのは否めないが、一市民として今回の答申に対して黙っておれない気持ちがあり、主に理念的な部分で意見を申し述べたい。

2. 意見

項目①:

「1. 法体系見直しの必要性」

(1) 2010年という節目

”経済・社会の活力を維持し、国民生活をより一層豊かにしていくためには、こうしたインフラ面の整備に加え、整備されたインフラを最大限に活用できる政策を展開することが肝要である。”

”法制についても、他の先進諸国に比べて合理的・先進的な内容を目指すことが適当である。”

意見①: 市民の通信・放送を利用する権利について言及した一文を加えるべきである。

上記引用部分(””)は、たしかにその通りであるが、通信・放送とも公共財の正確を持つ一種の社会的資源である。しかし、今回の答申の内容全体が、産業側の利益あるいは国家側の管理的発想に貫かれており、市民セクター側が通信・放送を利用する権利や制度についての言及が皆無に等しい。

これはたとえるならば、水資源のような公共財について、産業や行政の権利についてのみ述べ、市民の側の権利に一言も触れない法律を作るようなものである。従って、簡単に言えば国民一人ひとりにとっては、重要な理念を欠くので答申全体を受け入れられないものにする、とすることができる。

もし、”他の先進諸国”と比べると言うのならば、市民が情報発信に積極的に関与するパブリック・アクセス制度などが先進国水準として、むしろ必要不可欠な制度であるにも関わらず、答申では議論すらされていないのではないかと疑われる。

結論として、この項では、市民の通信・放送を利用する権利について言及した一文を加えるべきである。さらに全体の各項目でも必要に応じて触れるべきなのは言うまでもない。

項目②:

「1. 法体系見直しの必要性」

(3)見直しに当たっての3つの視点と5つの目的

”① 同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、制度の集約・大括り化

② 情報の自由な流通の促進

③ 迅速かつ柔軟な事業展開を促進し、経営の選択肢を拡大する制度の整備

④ 情報通信の安全性・信頼性の確保

⑤ 利用者・受信者の利益の保護

さらに、情報流通の国際化に対応し、法体系自体も国際的な整合性”

意見②: 目的の6つ目の項目として、⑥通信・放送に市民が参加する権利の確保を明記すること。

答申を通じて、一般市民の立場は消費者であったり、受信者であったりいろいろだが、総じて受動的な立場に置かれていると言わざるを得ない。これは決して民主主義先進国の考え方ではない。目的⑤では不十分である。

項目③:

4. コンテンツ規律

(3)具体的規律

④ 表現の自由享有基準

イ 各論

”－ いわゆる三事業支配が例外的に許容される範囲の整理”

意見③：三事業支配を許さず多様な意見が醸成される通信・放送制度の確立、とすべき

さらりと触れているが、これはとんでない項目であって到底容認できない。日本の民主主義の健全な発展を遅らせている一要因としての、新聞・ラジオ・テレビのクロスオーナーシップについては、数多くの批判が近年寄せられている。

ここはむしろ、三事業支配を許さず多様な意見が醸成される通信・放送制度の確立、とすべきである。

3. おわりに

他にも細かい点数々あるが、時間もなく、浅学のためうまくまとめることができない。素人には良く意味の分からない箇所もある。しかし、一般人であつても多くの人間がこの分野の変革に関心を持っていることを、答申を作る先生方は肝に銘じて欲しい。市場原理優先のみでは遺恨を残す。

先進国水準の制度を本当に意識するなら、市民セクターからの視点が欠けている。これだけは言いたい。

以上

要旨：

法体系の見直しにあたって、通信・放送に市民が参加する権利の確保を、目的の一つに加え、各論的にもその視点から再検討すべきである。（受動的な利益の確保だけでは先進国水準の法体系とは言えない。）

個人77

総務省「通信・放送の総合的な法体系の在り方答申（案）」に対するパブリックコメント

<法体系全般に関して>

デジタル化・ブロードバンド化が進む中、法体系の整備を進めることは必要かと思いますが、論点として、なぜ「伝送設備」「伝送サービス」「コンテンツ」という三つの視点から現行の法体系を見直すのか説明が不十分であると思います。

「国際競争力の強化」という産業振興的な側面の観点だけではなく、「市民の知る権利の向上」、「表現の自由の確保」、「パブリックアクセスの導入」などデジタル時代にどのようなメディア政策を実現すれば通信・放送が文化に果たす役割が向上するのかを今一度根本的に再検討する必要があるのではと考えます。

まず、欧米諸国同様、独立行政委員会を設置し、そこにおいて立法および監督を行うべきではないでしょうか。

<伝送設備規律>

ホワイトスペースの有効利用は、地域社会の発展において重要なファクターであり、放送に適した電波を活用する観点からも、ビジネス的な用途を念頭に置くのではなく、公共性の観点から議論を行うべきであり、また、検討にあたっては、放送・通信業界のみならず、広く一般の市民を議論の中にも含める必要があるのではと考えます。

<コンテンツ規律>

デジタル放送における電波の再分配の中で、市民への参画について更なる検討を求めます。

言論の自由やメディアの多様性を確保することを法の目的に据えるべきではないでしょうか。デジタル化が進む中メディア政策を進めるにあたってまず優先されるのは、「多元性」「多様性」「地域性」であると考えます。

市民は受け手であるとともに、送り手にもなりうるという観点を持ち、報道における弱者救済・権力監視の徹底や他の先進諸国同様、ラジオ・テレビ電波を市民にも割り当てるシステムやシステムを支えるメディアセンターの設置を検討するべきではないでしょうか。

独立行政委員会などによる間接行政の導入をこの機会に積極的に検討し、また、多くの市民の声が反映された法整備を望みます。

個人78

<http://www.youtube.com/watch?v=7l2-vszi2vc>

スケートの浅田真央選手(当時17歳)に対してこのようなことがありとても悲しいです。

「報道の自由」が、人権よりも優先されないよう、BPOに代わる監査機関を設けて頂きたいです。

こども向け番組「ドラえもん」で「辞ニンジン」という道具を出したり、炎神船隊ゴーオンジャーのエピソードタイトルが「内閣カイゾウ」「正義カイサン」というのがありました。こども番組に政治的なことは盛り込まないようにしたほうがいいのではないではないでしょうか。

電波使用料が諸外国に比べて安いそうですが、電波使用料を上げたら、番組の質もテレビ局のみなさんの士気も上がるのではないのでしょうか。

「タダのようなもの」よりも「高いもの」を扱うほうが、気持ちがかもるものです。また、訂正・謝罪もアナウンサーさんのおわびのひとことで済まらずに、内容に応じて罰則(罰金や停波)も必要なのではないのでしょうか。

テレビが視聴者である個人や会をあれほど追い詰めているのに「テレビ側の謝罪が簡単なんて不公平」だと感じられたら、テレビの信用がなくなってしまいます。

テレビ番組も厳しい法律を守って作られているというほうが、もっと信用されると思います。

【コンテンツ規律について】

現状として、放送法に違反するような偏向報道が多すぎると感じます。

放送法

第1章の2 放送番組の編集等に関する通則

(国内放送の放送番組の編集等)

第3条の2 放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

1. 公安及び善良な風俗を害しないこと。
2. 政治的に公平であること。
3. 報道は事実をまげないですること。
4. 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

特に2番、3番の「政治的に公平であること」「報道は事実をまげないですること」に抵触した放送が目立ち、一部の新聞や雑誌、またインターネット上(※)での指摘があるにも関わらず、かつての「樫事件」を思わせる勢いでの偏向報道がエスカレートしています。

事実、テレビ出演者の中にはうっかり口をすべらせて「政権交代に向けてメディアは〇〇党を叩くことはできませんが云々…」と、特定の政治団体の悪事は放送せず徹底的に擁護する姿勢があることを漏らしています。

(※マスコミはしばしば、インターネット＝一部の特殊な人物たちの巣窟だと煽りますが、総務省の調べで国内の各家庭へのインターネット普及率は実に9割近くに上がっていることが発表されています。「ネットの人」なる架空の特殊人物は存在しません。インターネットの向こう側にいるのは、ごく普通の一般国民です。)

こうした偏向を少しでも防ぐために、

・BPO 等のような天下りの可能性のあるマスコミ寄りの機関だけでなく、幅広い一般人を対象とした、モニター的なマスコミ監視要員の配置(例えばビデオリサーチ社が行っている視聴率調査や座談会等のような一般からモニターを募集して無作為抽出で選抜する方法)

・ウェザーニュースで行なっている「ゲリラ雷雨防衛隊」システムのように、インターネットや携帯上で一般参加者を募り、希望者が自由に参加し報告できるシステムでのマスコミ監視要員の配置

参考:ゲリラ雷雨防衛隊

http://weathernews.jp/door/html/guerrilla2009_join/?fm=MWS_DOOR_map_pinpoint

以上よろしくお願ひ致します。

通信・放送の総合的な法体系の在り方＜平成20年諮問第14号＞答申(案)に対する意見

項目	意見
4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ① 一定の放送を確保するための規律 イ 放送を確保するための枠組みの 対象・内容	<p>「番組編集の中立性の確保の必要性を踏まえて定めることが適当である。」これを保障するために、許認可の取り消しを含めた厳格な罰則規定を設けるべきである。</p> <p>現行の放送法第3条の2でも編集における政治的公平が謳われているが、現実では全く守られていない。麻生首相の漢字の読み間違いを悪意をもって大々的に報道する一方、鳩山氏の政治資金規正法違反の嫌疑については軽く扱う。このような報道は、民主主義に不可欠な選挙について、国民に誤った情報を垂れ流しているに等しい。このような現状は改善されなければならない。</p>
4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ② 業務開始の手續等	<p>現行では、外国人の議決権が一定以下であれば無線局または放送事業者としての許認可を得られる。この外国人に帰化人を入れるべきである。また、もしも在日朝鮮人および在日韓国人が含まれていないのならば、これも含めるべきである。これは、中華人民共和国、大韓民国並びに朝鮮民主主義人民共和国といった反日教育を徹底させている国の出身者が、放送事業の基幹部分を掌握しないための最低限の条件と考える。</p>
8. その他の論点 (1) 特定の法人の位置づけ ② 日本放送協会(NHK)の扱い	<p>「NHKスペシャルシリーズ『JAPANデビュー』第1回『アジアの“一等国”』』のあまりにひどい内容に対し、チャンネル桜を中心とした視聴者 8,389 名が集団訴訟を起こした、この原告団には、NHKの取材に協力した台湾人も含まれている。NHKを見ない者も含め、受信機を持つ全ての国民から受信料を徴収する組織は、既に国民の信任を得るに値しない組織となっている。「国営放送」の看板を下ろさせ、政府独自の放送組織を設立することが必要である。</p>